

岩手県告示第 739 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 21 年 9 月 18 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宮古山田線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡山田町豊間根第 3 地割 32 番 4 地先から 32 番 8 地先まで	新	m 13.2~7.1	m 9.1
	旧	11.8~7.1	9.1

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 宮古地方振興局土木部
- (2) 期間 平成 21 年 9 月 18 日から同年 10 月 18 日まで